

公表監第2号

地方自治法第199条第9項の規定により提出した定期監査（土木局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、消防局、会計室）、出資団体監査（公益財団法人 西宮市文化振興財団）、財政援助団体監査（西宮医療連盟）、指定管理者監査（日本管財株式会社）の結果報告に対して、西宮市長等より措置を講じた旨の通知がありましたので、同法同条第12項の規定により公表します。

平成24年9月4日

西宮市監査委員 亀井 健
 同 鈴木 雅一
 同 西田 いさお
 同 花岡 ゆたか

付記

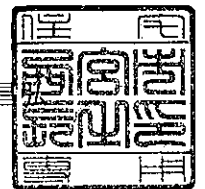
措置を講じた団体	監査結果提出日	監査結果公表日	措置通知受理日
土木局	平成23年11月25日	平成23年11月28日	平成24年5月24日
議会事務局			平成24年8月30日
選挙管理委員会事務局	平成24年2月16日	平成24年2月17日	平成24年7月4日
農業委員会事務局			平成24年7月27日
消防局	平成24年2月16日	平成24年2月17日	平成24年6月26日
会計室	平成24年2月16日	平成24年2月17日	平成24年7月31日
公益財団法人 西宮市文化振興財団	平成23年11月25日	平成23年11月28日	平成24年5月25日
西宮医療連盟	平成23年11月25日	平成23年11月28日	平成24年5月11日
日本管財株式会社	平成23年11月25日	平成23年11月28日	平成24年8月27日
措置の内容	別紙のとおり		



西住管発 第46号
平成24年8月27日

西宮市監査委員 亀井 健 様
同 鈴木 雅一 様
同 西田 いさお 様
同 花岡 ゆたか 様

西宮市長 河野



監査結果報告にかかる措置の状況について（通知）

このことについて、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり通知
します。

- | | |
|------------|-----------------------|
| 1 措置を講じた部局 | 都市局 |
| 2 監査結果報告名 | 指定管理者監査結果報告（日本管財株式会社） |
| 3 監査結果提出日 | 平成23年11月25日報告監第16号 |
| 4 措置状況 | 別紙のとおり |

指摘及び改善要望1

監査報告書16-9頁

6 所管部局での業務実施状況(1) 指定管理者との協定等

基本協定書第13条及び年度協定書第4条により、会社に事務所を貸与し、事務所使用料として普通財産貸付収入239万4,000円を収納していますが、西宮市公有財産規則に定める普通財産貸付の手続きが行われておらず、金額の算出根拠も明確になっていません。

今後、適正な処理に努めてください。

(講じた措置)

事務所の貸与につきましては、基本協定書に記載していることから普通財産貸付の手続を省略していましたが、年度協定締結時に指定管理者より普通財産貸付等申請書の提出を求め、平成24年4月1日付けで普通財産建物使用許可書を交付しました。所定の手続に則り改善を図りました。

指摘及び改善要望2

監査報告書16-10頁

6 所管部局での業務実施状況(2) 業務実施状況の確認等

事業報告書は、指定手続条例8条及び基本協定書第11条で、年度終了後30日以内に提出することとされていますが、文書受付印の押印がないため提出日は確認できません。また、内容について、どのように評価や整理が行われたのか、決裁の中に記述されていないため確認できません。

(講じた措置)

事業報告書の提出日の確認につきましては、平成23年10月17日の監査質問会でのご指摘を受け、翌日から事務手順を見直しました。指定管理者の文書の受付時に西宮市の受付印を押印し確認することを徹底し、改善を図りました。

事業報告書の評価につきましては、平成23年度事業報告書分より、評価を付すこととし、改善を図りました。

6 所管部局での業務実施状況(2) 業務実施状況の確認等

基本協定書では、四半期総括書を「前 3 か月の業務の実施状況や経費の収支状況等を記録した事業報告書に準ずるもの」としていますが、提出されて四半期報告書に収支に関する記載はありません。また、基本協定書では、業務日報を「毎日、継続的な対応が必要とされる要望及びその処理状況を記録したもの」としていますが、日報は作成されていません。

今後、事業報告書等の内容精査・確認を適確に行い、一定の整理を行うことにより、次年度以降の適正な管理料の算定の資料とできるよう努めてください。

(講じた措置)

四半期総括書における収支の記載につきましては、指定管理者と委託業者あるいは工事業者とが 1 年間の契約としている事例が多く、四半期ごとの集計になじみにくい面があります。3 か月ごとに集計する方法については、指定管理者と協議し検討を続けたいと考えています。

業務日報につきましては、市と指定管理者との協議の結果、日報の形式で 1 日ごとにまとめたものを提出するのではなく、案件ごとの報告を行う苦情処理簿に替えることとしています。

現在、平成 25 年度からの次期指定管理者を公募しているところですが、募集要項において「原則として日々の報告は求めないが、苦情処理簿及び業務日報を作成し市が要求した時は閲覧に応じること。」と明記し、改善を図りました。

6 所管部局での業務実施状況（3）第三者への委託

会社が第三者に業務を委託するときは、基本協定書第 6 条第 3 項で、市の承認を得て業務の一部を第三者に委託して行うことができるとされています。業務仕様書では、業務の一部を委託する場合、あらかじめ委託業務承認依頼書を市に提出し、承認を得なければならないとされており、住宅敷地内樹木害虫駆除業務など普通市営住宅に係る 24 業務、借上げ住宅に係る 17 業務、木造住宅に係る 4 業務の再委託について、22 年 5 月 1 日付で市に承認依頼書が提出され、5 月 6 日付けで承認されていますが、4 月 1 日から再委託が行われているものがあります。また、業務仕様書において、業務発注を行うときは、市内業者に発注する等の基準が設けられていますが、承認依頼書に再委託先の記載はなく、承認の決定手続きも明確ではありません。

今後、第三者への委託の承認にあたっては、承認の理由及び決定手続きを明確に説明できるよう努めてください。

（講じた措置）

指定管理者が第三者へ再委託を行う場合に、市の承認が必要であることは基本協定書に明記しています。今後、指定管理者が再委託を行う場合は、所定の手続に則り審査し承認したことを明確に説明できるよう、市は事務内容を再確認し指定管理者との連絡を密にし、改善を図ります。

むすび

事業報告書では、渡し切り経費の収支や再委託の内訳について明確になっていませんでした。

年度協定書第 2 条第 2 項では、指定管理者は支払い項目ごとに経理するとされていますが、会社の経理では指定管理業務が独立した処理となっておらず、市においても詳細な経費の支出状況は確認できていませんでした。

一般修繕等工事請負費について、市は、計画修繕・国庫補助事業については市が行うとしていますが、協定書・業務仕様書等では修繕義務の範囲を明確に定めていませんでした。

(講じた措置)

渡し切り経費の収支や内訳につきましては、事業者の企業秘密や蓄積したノウハウと密接に関わるものであり、指定管理者として公表することは困難であると考えています。今後も、指定管理業務の経費がより透明性のあるものとなるよう、指定管理者と引き続き協議していきます。

指定管理業務の経費については、指定管理者が指定管理業務については会社がバックアップする体制をとっているため、会社全体の経費と区分することが難しい面がありますが、経費の支出状況について透明性をより高めるため、指定管理者と引き続き協議していきます。

市営住宅の日常的な維持保全業務につきましては、水漏れや外壁ひび割れ等のその都度実施する必要がある「一般修繕」、一般公募に空き家を供するための「空家修繕」、外壁塗装工事など周期的に実施する「計画修繕」の3つに区分しており、指定管理者は一般修繕と空家修繕を行い、計画修繕は市が行なうこととしています。修繕義務の範囲につきましては、指定管理者と調整して取扱い基準を別に設定し業務仕様書の内容を補完できないか検討しているところです。

指摘及び改善要望 6

監査報告書 16 - 11 頁

むすび

管理運営や検収について、市と同様の体制を求めることは、民間の技術・ノウハウを活用するという指定管理者制度の趣旨にそぐわないと思われませんが、一方で管理料は市民の税金であることから、透明性の確保が求められます。所管部局及び会社においては、民間の技術・ノウハウや活力を効果的、効率的に発揮させつつ、業務の品質や適正な管理を確保する仕組みを整え、市民に対し説明責任を果たせるよう努めてください。

(講じた措置)

市営住宅の指定管理制度は、市が行っている市営住宅管理業務に民間事業者の技術やノウハウを活用することで、一定の管理水準を維持しながら管理経費を縮減することが重要であると考えています。

今後、指定管理者の業務がより透明性の高いものとなるよう、市は業務のチェック、モニタリングの方法等について、さらに検討を行なっていきます。